



2021年6月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 T B K  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 岸 高 明  
(コード番号 7277 東証第1部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 福 田 亜 佐 子  
(TEL 042 - 739 - 1471)

### 当社第85回定時株主総会の第3号議案に関する補足について

当社は、2021年6月29日に開催予定の第85回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）の第3号議案（取締役に対する株式報酬制度改定の件）について、議決権行使助言会社であるInstitutional Shareholder Services, Inc.（以下、「ISS社」という。）が、反対推奨を行っている旨の情報を入手いたしました。

当社では、ISS社の推奨内容を分析しましたが、ISS社の主張には事実誤認が含まれていると判断したことから、再度、株主の皆様には正しい情報を提供させて頂くと共に、改めて該当議案へのご理解を賜りたく、下記のとおり補足説明いたします。

株主の皆様におかれましては、2021年6月11日付の「第85回定時株主総会招集ご通知（50～54頁）」とあわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

今回、ISS社より反対推奨を受けている第3号議案は、2019年6月20日開催の第83回定時株主総会においてご承認いただきました取締役等に対する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定となります。

改定の理由としましては、2021年3月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）において、株式数の上限を定めることが必要となったことにより、本制度で付与される対象取締役等へのポイント数の上限を設定したものです。そのため、新たな株式報酬制度を導入するものではありません。

本定時株主総会で改めて設定した1事業年度当たりのポイント数の上限は339,100ポイントでございます。株式数に換算すると339,100株となることから、対象期間である5事業年度の合計は最大で1,695,500株（当社発行済株式総数 29,424,635株の5.76%）となります。

このことからISS社が反対推奨の理由としている希薄化率10.4%とは大幅に乖離しているものであり、当社としましては事実誤認であると判断いたしました。

そもそも本制度において取締役等に給付される当社株式の取得は、取引所市場を通

じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により実施するものであり、新株発行の実施は予定しておりませんので、希薄化は発生いたしません。

当社では、本制度は株主様との利益共有を目的としており、また、今回改めて設定した上限は最大値であることから、必ずしも過大なものではないと考えております。さらに、今後当社の取締役報酬に関しましては、2021年2月9日に設置した独立社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会に予め諮問、答申を得る等、客観性および透明性ある運用を予定しており、株主の皆様のご懸念を払拭できるものと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の上記見解等をご勘案いただき、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上